



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（五件）……………一

（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………二
（環境局環境改善部化学物質対策課）……………六

○東京都の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画……………八
（産業労働局農林水産部水産課）……………八

規則（教）

○東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………二

公告

○東京都指定排水設備工事事業者の指定（下水道局）……………二

告示

●東京都告示第七百六十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第四十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次

のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十日

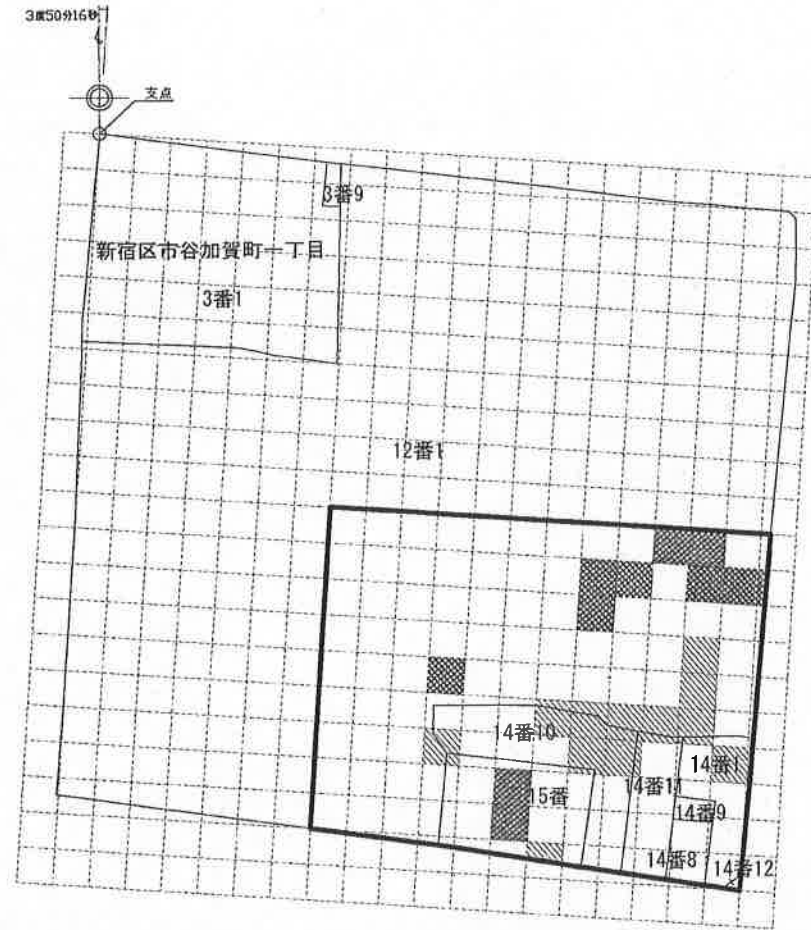
東京都知事 猪瀬直樹

一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区幡ヶ谷二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】
 支点は、新宿区市谷加賀町一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度 3度50分16秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 - - - 単位区画境界線
 ——— 筆境界線
 ——— 調査対象地
 [Cross-hatch] 指定を解除する区域
 [Diagonal-hatch] 形質変更時要届出区域

●東京都告示第七百七十三号

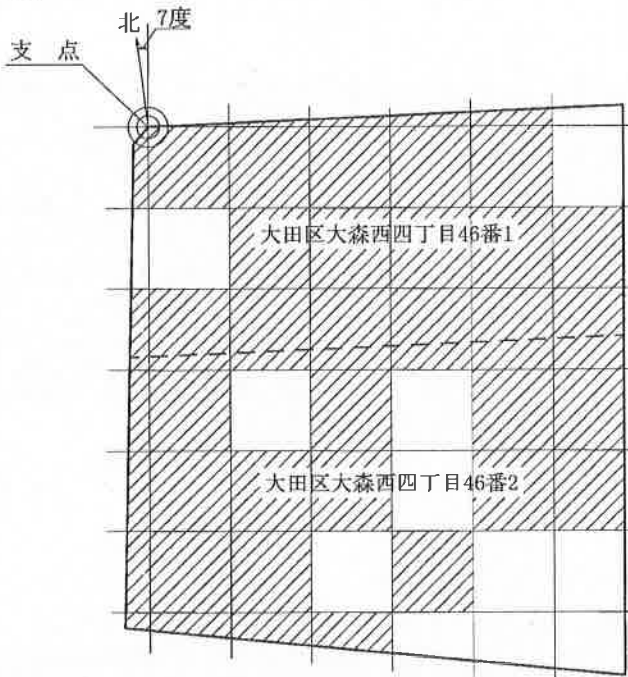
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森西四丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図




【支 点】

支点は、調査対象地（大田区大森西四丁目46番1）の最北端とする。

【格子の回転角度】 7度

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 敷地境界
- 単位区画
- - - 筆境界
-  形質変更時要届出区域

●東京都告示第七百七十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（あきる野市留原字西下地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・一・ジクロロエチレン、シス・一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン